

旭健推第850号-2  
令和4年12月21日

高齢者入所施設 各位

旭川市長 今津 寛介  
(保健所新型コロナウイルス感染症対策担当)

「施設における感染拡大防止マニュアル」の改訂について（お知らせ）

日頃から、旭川市の保健衛生行政につきまして、御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、9月26日より全国的な全数届出の見直しが行われ、本市においても新型コロナウイルス感染症患者の発生届の届出対象者は重症化リスクの高い4類型に限定しております。これにより、各施設等の発生状況の探知や詳細な把握が難しくなることから、施設内での速やかな感染対策の実施と届出対象外となる施設従事者の早期探知を目的に「施設における感染拡大防止マニュアル」を作成し、周知させていただいております。

この度、各施設等から本マニュアルに関するお問合せや確認が多かった点のほか、現在の市内保健医療体制の実情に即した対応等について内容の見直しを行い、「施設における感染拡大防止マニュアル第2版」を作成いたしましたので、改めて内容を御確認の上、今後の感染対策への御活用をお願いいたします。

また、これまで入所者で陽性者が発生した際は、「新型コロナウイルス感染症陽性者連絡票」と併せて、任意様式の face シート（患者の既往歴やADL等の基礎情報が記載されたもの）をFAXで送信いただいておりますが、今後、都度の送信は不要とし、入院調整等の対応が必要となった際に速やかに送っていただけるよう御準備をお願いいたします。

なお、入所陽性者の療養期間中の健康観察票については、これまでと同様に毎日々記担当者宛てにFAXで御報告くださいますようお願いいたします。

● 「施設における感染拡大防止マニュアル第2版」掲載先

旭川市ホーム>新型コロナウイルス感染症関連情報>ご自身や身近な人が感染したとき

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/135/136/150/d074856.html>

〔担当〕旭川市保健所新型コロナウイルス感染症対策担当

電話 21-3172（対応時間：9時～17時）

FAX 21-3180

E-mail t\_covid19@city.asahikawa.hokkaido.jp